

塩尻市保育園給食調理業務委託
プロポーザル実施要領

令和 7 年 9 月

塩尻市こども教育部保育課

塩尻市保育園給食調理業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

本市では、令和8年度から保育園給食調理業務委託を実施するにあたり、衛生管理及び食物アレルギー等へのきめ細かい対応、園児に安心安全な給食を提供できる技術と知識、さらに豊富な経験を兼ね備えた事業者を募集し、受託候補者を選定する公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を行うために必要な事項を定める。

2 業務の概要

- (1) 業務名 塩尻市保育園給食調理業務委託
- (2) 委託期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）
- (3) 対象施設及び提案上限額
提案上限額は次のとおりとする。各ブロックとも提案上限額を超えて提案してはならないこととする。

金額は3年間の総計で消費税を含む。

ブロック	名称	定員	提案上限額
A	塩尻東保育園	170	144,694,000円
	みずほ保育園	95	
	大門保育園	130	
	北小野保育園	60	
B	日の出保育園	155	186,160,000円
	片丘保育園	90	
	高出保育園	130	
	広丘野村保育園	170	
C	吉田ひまわり保育園	170	157,461,000円
	吉田原保育園	80	
	広丘西保育園	130	
	広丘南保育園	80	
D	宗賀中央保育園	130	98,932,000円
	妙義保育園	150	
	檜川保育園	60	

(4) 開設準備及び引継期間

委託契約締結後から業務開始（令和8年1月から3月まで）の間を準備及び引継期間とする。なお、開設の準備及び引継ぎに要する費用は、受託者の負担とする。

(5) 施設概要 塩尻市保育園給食調理業務委託添付資料「給食調理業務委託施設の概要」を参照。

(6) 調理食数 塩尻市保育園給食調理業務委託添付資料「保育園給食調理食数」を参照。

(7) 委託業務内容 別紙「塩尻市保育園給食調理業務委託仕様書」・「保育園給食調理業務マニュアル」・「塩尻市保育園給食アレルギー対応の手引き」・「給食事務マニュアル」参照。

(8) 受託者

プロポーザル審査の順位により、あらかじめ希望したブロックの上位から決定。また、提案者の受託ブロック数は1ブロックとする。ただし、提案者がブロック数に満たない場合はこの限りではない。

3 プロポーザル実施スケジュール（予定のため変更あり）

	内容	日時
1	募集要領等の公表・公開	令和7年9月30日(火)
2	参加表明の提出期限	令和7年10月1日(水)午前9時から 令和7年10月23日(木)午後3時まで
3	提案書の提出期間	令和7年10月1日(水)午前9時から 令和7年11月6日(木)午後3時まで
4	施設見学の申込期間	令和7年10月1日(水)午前9時から 令和7年10月8日(水)午後3時まで
5	質問書受付期間	令和7年10月1日(水)午前9時から 令和7年10月9日(木)正午まで
6	施設見学	令和7年10月15日(水)から 令和7年10月20日(月)まで
7	プレゼンテーション及び ヒアリング審査	令和7年11月26日(水)
8	審査結果通知	令和7年11月下旬
9	契約予定日	令和8年1月中旬

4 参加資格

プロポーザルに参加することができる者（以下「参加者」という。）は、次に掲げるすべてを満たす企業とする。

(1) 令和7・8・9年度入札参加資格「製造の請負・物品の買入れ・その他」のう

ち「13その他の業務－25給食業務」に申請していること。

- (2) 塩尻市入札参加資格者に係る入札参加指名停止措置規定（平成24年訓令第5号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。）にないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (6) 塩尻市暴力団排除条例（平成24年塩尻市条例第7号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

5 参加申請書類の提出

(1) 提出期間

3 プロポーザル実施スケジュールのとおり。

(2) 提出方法

提出方法は、事務局に持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は必ず「書留郵便（配達時間帯指定郵便）」とし、提出期限までに送付物の到着確認を行うこと。また、発送後に必ず事務局まで電話連絡を行うこと。なお、配達時間は午前9時から午後5時までと指定すること。

(3) 提出書類及び提出部数

ア 参加申請書（様式第2号）	1部
イ 業務実績等報告書（様式第3号）	1部
ウ 提案書（様式第4号～第9号）	8部
エ 見積書（様式第10号）	1部

(ア) 仕様書に基づき作成してください。

(イ) 詳細な積算内訳書（項目：社員職種ごとの人件費明細・保健衛生費・現場経費・管理費等）を添付してください。（様式10－2号）

オ 法人の決算書の写し（直近のもの）	1部
カ 法人の登記簿謄本の写し（直近のもの）	1部
キ 法人の定款の写し（直近のもの）	1部

(4) 提出に関する注意事項等

ア 提出書類は、塩尻市が指定した様式を使用すること。

イ 各様式は、A4判の用紙とし、文字は横書きする。

ウ 提出書類の左側2箇所をホチキスで留め、提出すること。

(5) 参加資格の審査

参加資格については、参加申請書類に基づき審査する。

(6) 非該当理由に関する事項

参加申請書類を提出した者のうち、参加資格を満たさない者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由を提出期限の後3日以内（土・日を除く。）に電子メールにより通知する。

審査結果に関する問合せ、異議申立ては一切受付けない。

(7) その他の留意事項

参加要件を満たしている者への通知は行わない。

参加申請書提出後に辞退する場合は、辞退の理由を記した参加辞退届（様式第11号）を令和7年10月23日（木）までに提出すること。

6 質問の受付及び回答

(1) 提出期間

3 プロポーザル実施スケジュールのとおり。

(2) 提出方法

質問がある場合は、質問書（様式第1号）に記入し、電子メールにて、Word形式で提出すること。メールの件名は「塩尻市保育園給食調理業務委託についての質問（企業名）」とし、受信について事務局宛に電話し確認すること。なお、電子メール以外での質問の受付は行わない。

(3) 回答

一括してとりまとめ、令和7年10月17日（金）に、塩尻市ホームページ上にて公開する。回答内容は、本要領及び関係する仕様書の追加、修正として取り扱う。

7 現地視察

(1) 実施期間

3 プロポーザル実施スケジュールのとおり。

(2) 実施時間

午前11時30分から午後3時までの間で、調理業務等に支障がない範囲。

(3) 参加人数

参加人数は1事業者につき2名までとする。

(4) 申込方法

現地視察希望者は、令和7年10月8日（水）午後3時までに法人名、参加者名及び参加人数を保育課保育園運営係へ電話により連絡。

(5) その他

直近1ヶ月以内の検便検査結果（検査項目：赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌O-157、O-26、O-111）、清潔な衣服（白衣・帽子・マスク等）を用意すること。

8 審査

提案した提案書に基づくヒアリング等審査を実施する。詳細は、別途通知。
ヒアリングの順番は、参加申請書の提出順とし、事業者ごとに実施。

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 日時 令和7年11月26日（水）午後1時30分

イ 場所 塩尻市保健福祉センター3階 市民交流室

ウ ヒアリング等審査時間

参加者によるプレゼンテーションの持ち時間は20分、その後に、審査委員によるヒアリングを10分程度行う予定。

(2) 審査方法 「塩尻市保育園給食調理業務委託評価基準」を参照。

9 業務の契約

原則として選定者に対して随意契約により調理業務を委託。

10 配布書類

実施要領、様式集、評価基準、仕様書、添付資料、仕様内容書、令和7年度保育園給食調理業務マニュアル、令和7年度保育園給食アレルギー対応の手引き、令和7年度保育園給食事務マニュアル

11 事務局（担当）

塩尻市こども教育部保育課保育園運営係

郵便番号 399-0786

住 所：長野県塩尻市大門七番町3番3号

電 話：0263-52-0280 （内線3172・3174）

メール：genki@city.shiojiri.lg.jp

担 当：上村・浦沢